

特定(産業別)最低賃金制度の概要

特定(産業別)最低賃金

特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額の水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申し出により設定

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

「労働協約ケース」

同種の基幹的労働者の3分の1以上に最低賃金に
関する労働協約が適用されており、協約当事者である
労又は使の全部の合意による申出

各種商品小売業

自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業

「公正競争ケース」

事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由
とする場合であって、当該特定(産業別)最低賃金が適
用される労又は使の全部又は一部を代表するものによ
る申出

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

労働者数 26,263 人

適用除外

- 18歳未満又は65歳以上の者、
雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者、
次に掲げる業務に主として従事する者
- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具部品の組み立て又は加工業務
- ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、
曲げ、みがき、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の
送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め、包装の業務
- ニ 運搬(動力によるものを除く)、用務員、賄いの業務

適用労働者数 19,874 人

